

○本県が緊急事態宣言の対象区域とされたことを受け、県(地域安全課)・県警(本部及び所轄署)共同で
 歓楽街等における外出自粛要請の呼びかけ等を実施

外出自粛要請の呼びかけ

時期		時間	場所	内容
第1波	R 2.4.17(金)・18日(土)・24(金)・ 5.1(金)・7(木)・8(金)・9(土)	18時 ～19時	三宮北部地域 (客引き行為禁止区域)	外出自粛 要請
	R 2.4.19(日)		神田新道地域 (尼崎市)	
	R 2.4.25(土)		姫路駅前・魚町・塩町地域	
	R 2.4.26(日)		福原・新開地地域	
第3波	R 3.1.15(金)・22(金)・29(金) 2.5(金)・12(金)・19(金)・26(金) 3.5(金) <small>〔 1.22(金)は県のみで実施 〕</small>		三宮北部地域 (客引き行為禁止区域)	

【有効であった対応】

- ①県民への直接の呼びかけ
- ②報道等で取り上げられ、要請内容が幅広く周知

【教訓・課題】

- ①報道では、開始当初は取り上げられるも、継続的には取り上げられない

【今後の感染症に生かすこと】

○本県がまん延防止等重点措置・緊急事態宣言の対象区域とされたことを受け、歓楽街等における外出自粛要請の呼びかけ等を実施（週末等は県警（本部及び所轄署）と共同して人員を拡大して実施）

外出自粛要請の呼びかけ

	時期	時間	場所	内容
第4波	R 3.4.9(金)～5.6(木)の水・日を除く毎日	18時～19時	三宮北部地域 (客引き行為禁止区域)	外出自粛要請
	4.9(金)・16(金)・23(金)・30(金) については、県・県警共同実施			
	R 3.5.7(金)～6月末の水・日を除く毎日			外出自粛要請 路上飲み自粛要請
	5.7(金)・14(金)・21(金)・28(金) 6.4(金)・11(金)・25(金) については、県・県警共同実施			

【有効であった対応】

- ① 県民への直接の呼びかけ
- ② 報道等で取り上げられ、要請内容が幅広く周知

【教訓・課題】

- ① 報道では、開始当初は取り上げられるも、継続的には取り上げられない

【今後の感染症に生かすこと】

感染防止対策徹底の呼びかけ（1 / 1）

（分野）社会活動（項目）社会活動制限：第3期

○本県がまん延防止重点措置の対象区域等とされたことを受け、歓楽街等における外出自粛要請の呼びかけ等を実施（週末等は県警（本部及び所轄署）と共同して人員を拡大して実施）

感染防止対策徹底の呼びかけ

	時期	時間	場所	内容
第5波	R 3.7.1(木)～9.30(木)の水・日を除く毎日 7.9(金)・16(金)・30(金) 8.6(金)・20(金)・27(金) 9.10(金)・24(金) については県・県警共同実施	18時～19時	三宮北部地域 (客引き行為禁止区域)	路上飲み自粛要請 感染防止対策の徹底
	R 3.8.27(金) 県・県警と共同実施	19時～20時30分	メリケンパーク・元町商店街	
	R 3.8.28(土)・29(日) 県・県警と共同実施	13時～17時	メリケンパーク・HAT神戸(なぎさ公園)	
	9.3(金)・10(金) 県・県警及び神戸市と共同実施	18時～19時30分	メリケンパーク・元町商店街	
	R 3.9.4(土)・5(日)・11(土)・12(日) 県・県警及び神戸市と共同実施	17時～18時30分	メリケンパーク	

【有効であった対応】

- ① 県民への直接の呼びかけ
- ② 報道等で取り上げられ、要請内容が幅広く周知

【教訓・課題】

- ① 報道では、開始当初は取り上げられるも、継続的には取り上げられない

【今後の感染症に生かすこと】